

○報告事項

教育委員会８月定例会について

○質問項目

- １ 「県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に関する報告について
- ２ 県立高松北中学校の事案について
- ３ 懲戒処分の指針の見直しについて
- ４ 水不足への対応について

司会)

それでは定刻となりましたので、教育長の定例記者会見を始めさせていただきます。

まず、本日開催いたしました教育委員会８月定例会につきまして、淀谷教育長よりご報告させていただきます。

教育長)

本日の教育委員会８月定例会の内容をご説明いたします。議案が４件、その他報告事項が５件ございました。

議案第１号は、教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定に基づきまして、毎年、教育委員会が実施した施策や事業等に関し、点検・評価を行って報告書を作成することになってございます。令和７年度を対象とした報告書についてご審議いただいたものでございます。

なお、報告書につきましては、後日、９月県議会定例会に提出するので、その際に資料提供いたします。

議案第２号は、香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則の一部改正についてであります。

いわゆる高等学校の授業料無償化施策の実施に伴いまして、国籍要件の制限によって就学支援金の対象外となった外国籍の高校生等に対し、高校生等・新修学支援金を給付しているところでございます。高校生等・新修学支援金についても、就学支援金制度と同様に、支給限度額を超える部分の授業料等の減免を行えるよう、「香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則」についての所要の改正を行ったものでございます。

議案第３号は、令和８年９月香川県議会定例会に提案予定の教育委員会関係議案に対す

る意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく知事からの意見聴取に対し、異議が無い旨の回答を行うものでございます。

議案第4号は、令和9年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部において使用する教科書並びに県立特別支援学校において使用する一般図書等教科書の採択についてでございます。

これらの学校において、令和9年度に使用する教科書について採択を行ったものでございます。なお、採択した教科書の一覧は県民室と教育記者室で9月1日（火）から閲覧いただけるようにいたしております。

その他事項でございます。

1件目は、令和8年度香川県職員（学校事務（高卒程度））採用試験についてであります。

人事委員会事務局から、8月3日に県政記者クラブに資料提供しておりますが、高卒程度を対象とした学校事務に関する採用試験について試験案内を作成し、現在、受付期間中ですので、その内容について報告いたしました。

是非とも多くの方々に応募していただき、意欲ある職員を確保したいと考えておりますので、報道機関の皆様方にも、周知など御協力いただけたらありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

その他事項の2件目は、令和8年度全国学力・学習状況調査の結果（速報）についてであります。この件については、7月31日に義務教育課長から記者発表させていただきました。その内容について報告したものでございます。

その他事項の3件目は、小・中学校の新しい指導体制在り方検討委員会についてでございます。

この件については、義務教育課から3月、6月、8月12日に資料提供しておりますが、小・中学校の新しい指導体制在り方検討委員会の開催経過及び第1回から第3回にかけて委員の皆様からいただいた主な意見を報告いたしました。

引き続き、検討委員会において、今後の児童生徒の確かな学力の定着などを図るために指導体制等の方向性の検討を進めて、香川県の教育環境の改善につなげていきたいと考えてございます。

その他事項の4件目は、「県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に関する報告でございます。

この件については、お手元に資料提供してございますが、いわゆる給特法（「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」）の改正により、本年3月に策定した「県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づいて、時間外在校等時間の平均値やストレスチェックの実施状況等を報告したものでございます。

引き続き、ワークライフバランスや働き方改革を意識して取り組んでいくことで、教育職員の労働環境の改善につなげていきたいと考えてございます。

その他事項の5件目は、第79回香川丸亀国際ハーフマラソン大会についてです。

9月上旬に資料提供をする予定でございますけれども、来年2月に開催される、第79回香川丸亀国際ハーフマラソン大会の開催概要について報告いたしました。9月14日（月）から参加者の募集を開始したいと考えております。報道機関の皆様方には、周知などに御協力いただければと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

司会)

それではご質問等ございましたら、お願いいたします。

なお、ご質問の際には、始めに社名とお名前をお願いいたします。

記者)

添付資料にある業務量管理の実施計画の関係ですけれども、4か月に1回の公表で、今回が初めての公表ということによろしいですか。

教育長)

はい。

記者)

全体、高校、特支とあるんですけれども、4月から7月の平均の時間をご覧になって、前年度との比較で、この数字はどういうふうに受け止めていらっしゃいますか。

教育長)

徐々には良くなっているのかなということではありますけれども、やはり、もう少しスピードアップをしたいなという受け止めはしております。もうすぐ2学期が始まりますが、さらに、いろんな工夫を講じながら、この計画に沿った対応ができるようにしていければと考えております。

記者)

資料の2ページ目ですけれども、「働き方改革を意識するようになったか」というアンケート調査で、管理職の方、一般の教員もいらっしゃいますけれども、意識の変化という、このパーセンテージはどう受け止めていますか。

教育長)

管理職のほうは、「かなり意識するようになった」「まあまあ意識するようになった」の数が上がっていますが、教諭のほうは、「あまり意識するようになっていない」「全くなっていない」という方が4割ちょっといますので、この点については、もう少しいろんな意味での啓発みたいなものが必要なのかなと考えてございます。

記者)

啓発という部分でいうと、例えばどういったことが効果的だとお考えでしょうか。

教育長)

文科省が全国的にも示していますけれども、「学校と教師の業務の3分類」に沿った見直しというものを常に意識しながらということでございますから。これは学校長だけで頑張っているものではなくて、学校全体でやっていくのかなと思ってございます。不断に、今やっている業務が、本当に必要性があるのかということを考えながらやっていくということだと思います。

記者)

業務の必要である部分と、もうちょっと改善ができるんじゃないかというところについては、まだ検討の余地がたくさんあるというふうにお考えでしょうか。

教育長)

学校の実情とか、学校と地域の関係とか、いろんな状況がありますから、一律には言えないわけでございます。一方で、時間外在校等時間を適切に管理していく方法論として、業務を改善するという方法だけではなくて、要は体制そのものを見直していく必要もあるのではないかとこの部分もありまして。それは学校の努力では無理なので、教育委員会として向き合いながら、予算を確保するとか、人員を増強するとか、いろんな方法を、今の数字の動きも見ながら、あるいは校長や先生方からいろいろお話も聞きながら対策を講じていく。一度にできるわけでもないの、徐々にやっていこうと思っております。

記者)

現時点で、もうこれ以上の改善は難しそうだというような現場の意見はあるのでしょうか。

教育長)

あるかもしれませんが、私は、そういう声を直接聞いていません。

記者)

県立高松北中学校の元ALTのわいせつ事件についての質問です。内部検証の進捗状況

はいかがでしょうか。どのようなメンバーで、何をテーマに、何回、検証の場を設けたのでしょうか。

教育長)

再発防止のために、今回の対応について、今は県教育委員会の内部で、検証、検討しているところでございます。具体的には、高校教育課が中心になって、改めて今回の事実関係の遡りをしているわけでございますけれども、それは何回というか適時ということだと思います。その中で、専門家、弁護士も含めて、今いろんな意見を聞き取っているという状況でございます。

記者)

弁護士からも意見を聞いていると。

教育長)

おっしゃるとおりです。

記者)

中間取りまとめというか、できるだけ早くという話が先月あったと思うんですけど、何か目途みたいなものはありますか。

教育長)

これについては、振り返りながら事実を一つ一つ確認していかなければいけないと思っています。一方で、学校現場は2学期も始まりますし、いろんな準備をしているところだと思いますので、そういうのを考えながら。一方で、起訴もされたということですから、そちらへの影響というのがあるのかわかりませんが、いずれにしても、時間軸も頭に置きながらやっていこうと思っています。

記者)

先月の会見で、少なくとも3月には警察に相談すべきであったと教育長は回答されました。ただ、これまでの事実関係の説明では、去年12月の段階で、学校は当該ALTを学校に来られないような対処をし、年明けの1月に派遣元の企業は重大性を鑑みて、ALTを合意の上での退職としています。この一連の対応がありながら、警察に相談すべき時期は3月という考えに変わりはないのでしょうか。

教育長)

2月の段階でも、まだアンケートの段階では、そこまでの声が寄せられていなかったという事実。それと3月の1回目の段階でも、そういったものは寄せられていなかったという事実。それを踏まえれば、遅くとも3月の2回目の、複数被害が寄せられた時には、警察にご

相談しておけばよかったのではないかなというのが今の反省点ではありますが、検証の過程でどのような振り返りになるのかというのは、またこれからの話かなと思っています。

記者)

学校に来ないでくれという対応を去年の段階でしていても、そういう話になるんですか。

教育長)

警察に相談するという、犯罪が行われたかどうかというものを通報して刑事事件にするかどうかということと、学校上の安全という意味で、その安全を阻害するものを取り除く振る舞いは、また別かなと思っていますので。そういうことがあったから、できるだけ早く、そのような環境を整えようというのが12月の段階だったと思います。

記者)

私がこの質問をしているのは、教育長は、「分かるように被害を伝えてくれなかったから把握できなかった」と、あたかも生徒にも非があるようにも取れる発言と私は感じるからなんです。

年内に生徒のSOSを適切に受け止めて、警察と連携する対策を取るべきだったのではないのでしょうかというのが質問の趣旨。

教育長)

そういう意図は全くなくて。まずは、その環境をしっかりと整えたということでありまして。

記者)

少なくとも、SOSを12月の段階では生徒は上げているわけですね。

教育長)

(SOSを)上げていたので、(元ALTを)来られなくしたということです。

記者)

そこを察知できなかったことをもっと反省すべきというか、しないと、先ほどからずっと「分かるように被害を伝えてくれなかった。だから把握できなかった。」(と言っているように感じる。)

教育長)

そういうことは言っていないです。

記者)

複数の声が上がってきたのは3月になってからだったので、その段階でわかりましたと。

教育長)

(アンケートを行ったのは)12月、2月、3月に2回ですね。

記者)

年内に複数の声が上がっていたとすれば、その段階でそれを察知して、適切に警察とつなぐということが必要だったと思うんですけれど。

教育長)

思われているのは思われているのであれなんですけれども。私も先月の会見はそういうふうに話しましたが、今それをまさに振り返って、どういう対応が良かったのだろうかというのをやっているところでございますので、改めて整理するのかなと。その上で、反省すべき点を改善していくということだと思っています。

記者)

学校現場の平和と刑事処分の通報が違うという話は、それはそうだと思うんですけれど、少なくとも派遣元も退職扱いにしているような状況がある中で、踏み込みがなさすぎるというか。

教育長)

会見のときに言ったのかどうなのか忘れましたが、これはいろんなご意見が、保護者とかの中にもあったというのは事実でありますので。

記者)

保護者の意見とかそういうことも踏まえて。

教育長)

そのリアルな現場の葛藤の中で、そのとき、まずは危険から遠ざけるというか、当該人物を学校に来させないという判断だけをしているということでもあります。

記者)

早く、ちゃんと事実関係を確認するものにして、適切な処分をしてほしいという葛藤を抱いていた生徒もいると思うんですけれど。

教育長)

それは当然います。

記者)

そこにちゃんとアプローチできていたかというところが、質問の最も聞きたいところです。

教育長)

その点も含めて検証をするということでもあります。

記者)

東京都の教育委員会では、2023年に教職員による性犯罪が発生した際の初動対応をわかりやすくまとめて活用しています。このようなガイドラインを導入する考えはありますでしょうか。

教育長)

東京都のガイドラインも少し見ました。ガイドラインであり、その運用が難しいのかもしれないので、今すぐ取り入れるつもりがあるかと言われると、まだそれは何とも。

記者)

教育長はご覧になられた。

教育長)

はい。

記者)

こういうのが必要だったという観点が、私が見ると満載なんです、そうお感じではない。

教育長)

あのフローチャートだけ見ると、これだけで本当に適切な対応になるのかどうなのかがよくわからなかったというのが正直なところなので。香川県において、それを入れるかどうかというのは、今は何とも。

記者)

初めにSOSがあった時に、こういう対応はやめましょうみたいなのが6類型くらいあの中で、やってはダメという対応を、今回の県教委がしているように思うんですが。

教育長)

事細かく、(東京都のガイドラインの)それぞれの項目をチェックしていないので、軽々には申し上げられないということでもあります。

記者)

別の件の質問です。先月、懲戒処分の指針を見直すとおっしゃっていましたが、進捗はいかがでしょうか。

教育長)

これは内部的な作業の話なので。事細かく、今、これぐらいの進捗ですというような報告は、私のところにまだ来ていない。

記者)

今のガイドラインは令和6年に策定して、令和6年策定と明示されていますけれど、見直した後は、改訂版みたいな形で何年改訂みたいな感じで出される予定なんですか。

教育長)

一般的には、いわゆる役所が作るものってそうなると思います。

記者)

指針自体を変更するということですね。指針の解説本みたいなものを書くという認識ではなくて。

教育長)

指針そのものを見直そうと思っています。

記者)

全くの別件なんですけれど、今日、芸術家の草間彌生さんがお亡くなりになったと発表されたんですが、個人的にお付き合いとかは。

教育長)

お会いしたことはないです。

記者)

もうすぐ新学期が始まると思うんですけれど、明日から第4次取水制限が始まって、2008年の時は、学校給食などで節水対応がされたというのを拝見しまして。今回の対策、対応の検討をされていますでしょうか。

教育長)

2008年の学校給食ですか。

記者)

2008 年に渇水になった時に、食器を洗う水を減らすとかで、紙皿に変えたりとか、ご飯をやめてパンにしたりとかがあったと聞いているんですが、何か検討されていますでしょうか。

教育長)

県の立場で申し上げますと、学校給食の対応は市町がそれぞれやったんだと思います。教育委員会所管の施設、県立学校も含めてですけれども、そこでの節水とか、井戸水への切り替えとか、そういった対応になろうかと思っております。

記者)

実際にもう始まると思うんですけれども、県教委としてはどうやって対応していきますか。

教育長)

県立学校に関しては、本当に節水対応ぐらいしか多分ない。今日も渇水対策本部をやっているとしますので、教育委員会の取り組みも当然発表はしますが、そこで決まったこと全体も含めて、県立学校、あるいは施設管理をお願いしている指定管理者とかに周知していくようになると思っています。

記者)

今日、渇水対策本部をやっていると思うんですけれども、そこが決まってから、県教委としても具体的な対策とか方針が出てくるという理解であっていますか。

教育長)

そうではなくて。私は香川県渇水対策本部の本部員ではありますが、今日は副教育長に行ってもらっています。その中で、教育委員会の第4次取水制限への対応というのは、報告させていただけるような恰好になっています。先ほど申し上げた節水の周知徹底とか、体育施設であればシャワー室利用を制限するとか、そういうことはその（対策本部の）中でお伝えしますから。そこで教育委員会の方針も決まるし、県全体の方針も決まるということでもあります。

記者)

あくまで対策本部で決まると。

教育長)

おっしゃるとおりです。

司会)

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で教育長定例記者会見を終了させていただきます。